

東京都サービス管理責任者基礎研修・児童発達支援管理責任者実践研修
令和8年度4月 実施要項

スマートキッズ株式会社

① 研修の目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（「障害者総合支援法」という。）及び児童福祉法の適切かつ円滑な運営に資するため、サービスや支援の質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の養成を図ること。

② 指定研修事業者

スマートキッズ株式会社

③ 受講対象者（定員100名）

② 受講対象者

研修修了に必要な全科目を受講できる者。

また、サービス管理責任者等基礎研修及び相談支援従事者初任者研修（講義部分）を修了しており、次の（１）、（２）、（３）のいずれかに該当する者

（１）基礎研修修了者となった日以後、本研修の受講開始日前５年間に、通算して２年以上の実務経験がある者。

※研修受講開始日とは、実践研修の動画視聴期間の初日。

※１年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が１年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が１年あたり１８０日以上であることをいう。

（２）国通知「サービス管理責任者等に関する告示の改正について」（令和５年６月３０日付け国通知）に基づくⅠ～Ⅲの要件を申込時点で全て満たし、基礎研修及び相談支援従事者初任者研修（講義部分）修了者となった日以後、本研修の受講開始日前５年間に６ヶ月以上の実務経験がある者。

Ⅰ. 基礎研修受講時に既にサービス管理責任者等の配置に係る実務経験要件（相談支援業務又は直接支援業務 ３～８ 年）を満たしている。

Ⅱ. 障がい福祉サービス事業所等において、個別支援計画作成の一連の業務に従事する。
(少なくとも概ね計 10 回以上)

Ⅲ. 上記業務に従事することについて、指定権者へ届出を行っている。

※研修受講開始日とは、実践研修の動画視聴期間の初日。

※１年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が１年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が１年あたり１８０日以上であることをいう。

（３）平成30年度以前にサービス管理責任者等研修の講義・演習部分を修了しているが令和５年度末までに更新研修を修了していない者。

または令和元年度以降の更新研修修了以後、指定の期間内に更新研修の修了者とならなかった者。

④ 実施方法

(1) 講義：映像配信による動画視聴

当社が指定したサイトにアクセスし、指定期間内に講義動画を視聴します。
講義資料は受講者がダウンロード・印刷します。

(2) 演習：Zoomによるオンライン

当社が指定した日時にログインし、演習に参加します。
当日使用する演習資料は受講者がダウンロード・印刷します。

⑤ 研修日程等

研修を修了するために履修すべき日程は下記のとおりとします。
詳細は受講が決定された方にのみ受講可否通知と一緒にご案内します。

(1) 講義

サービス管理責任者等研修講義が該当します。

- ・オンデマンド視聴（合計2時間40分）
- ・視聴期間 令和8年4月6日（月）10:00～4月13日（月）16:00

(2) 演習

サービス管理責任者等研修演習が該当します。

- ・オンライン受講（合計11時間50分）
- ・受講日 1日目 令和8年4月15日（水）9:15～17:30
2日目 令和8年4月16日（木）9:15～16:15

アナウンス、小休憩、お昼休憩を含みます。詳細は受講可否通知にてご案内します。

⑥ 募集定員

100名

⑦ 受講申込み締切

令和8年3月25日（水）18:00

締切日時以降のお申込みについては一切受け付けません。余裕をもって、期限までのお申込みをお願いいたします。

⑧ 受講申込み手続き

(1) 申込み（～令和8年3月25日）

受講希望者は、当社指定のWEB申込フォームより申込みをします。

締切日時以降のお申込みについては一切受け付けません。余裕をもって、期限までのお申込みをお願いいたします。また、定員に達した時点で受付を終了します。

(2) 受講可否の通知（～3月26日）

当社が受講者の決定を行い、受講者宛に受講可否通知をメールにてお送りします。

応募及び選考状況により、予定より通知が遅れる場合もございますので、あらかじめご了承ください。

(3) 受講料の入金（～3月31日）

受講決定通知を受け取った受講者は、指定の期日までに受講料の入金を行います。

(4) 受講案内の通知（～4月2日）

当社は入金を確認後順次、受講者宛に受講に関するご案内をメールにてお送りします。

⑨ 研修修了の認定方法

全科目を受講した者に対し修了証書を交付します。

講義については研修主催者の責による事由以外で、指定された期間内に講義動画の視聴が完了しない場合、演習については欠席・遅刻及び早退があった場合、研修修了が認められません。

演習においては、研修中のZoom画面により受講者の受講状況確認を行います。

受講者は会場受講と同様の受講環境を整え、カメラをオンにした上で常時着席しご受講ください。

研修進行の妨げになる行動や研修に参加する意欲がないと感じられる態度（居眠り・支援や車両運転または同乗による離席・携帯電話の私的使用・演習時の終始無言等）は当社より退出の指示をする場合があります。その場合の修了証書の発行、受講料の返金、受講日の振替はいたしかねますのでご注意ください。

受講申込の内容等に虚偽の記載があった場合は、受講を取り消す場合があります。また、研修修了後に不正を確認した場合は、修了証書を無効とします。

⑩ 受講料

30,000円（税込）

受講料の入金後にやむを得ず受講できなくなった場合にも、受講料の返金はいたしません。申込後の受講者及び日程の変更もお受けできませんので、受講希望者を精査してお申込みください。

⑪ 修了証書の発行

本研修の全科目を修了された方に、修了証書をデータにて交付いたします。

修了証書の発行予定日：令和8年4月17日（金）

⑫ 個人情報の取り扱い

受講希望者・申込法人の個人情報については、個人情報の保護に関する法律に基づき、適正な管理を行い、当該研修事業の実施業務及び同修了者名簿の管理業務以外の目的で利用することはございません。

⑬ その他

自然災害等の不可抗力により研修開催が困難と判断した際には、研修日時の変更または開催の中止をする場合があります。

⑭ 担当・問い合わせ先

スマートキッズ株式会社 サービス管理責任者等研修 担当

東京都千代田区神田小川町三丁目2番1号

電話：03-6458-5476

FAX：03-6458-5506